

実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

事業名：東大阪市新斎苑整備事業

- ・「東大阪市新斎苑整備事業」の実施方針等について、令和８年10月23日までに寄せられた個別対話の議題への回答を公表します。
- ・議題は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・各議題への回答は、現時点での東大阪市の考え方を示したものです。実施方針等の内容について加筆・修正を行う場合は、適宜、修正版等を提示し、最終的には、入札説明書等で提示しますのでご注意ください。
- ・質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合があります。

令和８年10月30日

東大阪市

■実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所						質問項目		対話内容（質問事項等）	回答
				章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)	分野	項目	
1	実施方針	事業の実施スケジュール（予定）	4	1	2	5	(1)				建設	工期（既存施設移転遅延）	既存施設の機能移転が遅延し、解体撤去の着手が延期された場合であっても、既存施設部分以外の施工が先行して実施され、新斎苑の建物が事業スケジュールに従って竣工した場合には、既存施設部分以外について先行して引渡しを受け、予定どおり令和13年4月に供用開始するものとし、既存施設部分については別途引渡しを受けるものとします。実施方針に関する質問への回答No.9の回答も参照してください。 追加費用の取扱については、実施方針に関する質問への回答No.10の回答を参照してください。
2	実施方針	特別目的会社との事業契約の仮契約締結、市議会の承認による事業契約の成立	9	2	2	2	(13)				事業契約	SPC設立・契約締結手続	落札者決定後、SPCを設立し市と事業契約を締結する流れとなりますが、設立に際しては法務省の手続き等、事業者側でコントロールが難しい要素もあるため、指定時期までに登記簿謄本等の必要書類を提出することが困難となる可能性があります。その場合、申請書の写し等による代替を認めていただけますでしょうか。
3	実施方針	入札参加者の資格要件（設計企業）	11	2	3	2	(1)		ア・イ		参加資格	設計企業の兼務	実施方針では、設計企業について「新斎苑」と「公園等」に区分して資格要件が示されていますが、本事業の特性上、新斎苑と公園等を分断せず、建築、外構、ランドスケープ、動線計画を一体的に検討する体制が有効であると考えています。 このため、同一の設計企業が「新斎苑」及び「公園等」の双方の資格要件を満たす場合には、当該企業が両方の設計業務を兼務し、一体的に設計を進める体制も認められるとの理解でよろしいでしょうか。
4	実施方針	入札参加者の資格要件（建設企業）	13	2	3	2	(3)		イ		参加資格	建設企業（登録業種）	公園等の要件の中に登録業種が土木であることとありますが、これに関しては第2希望の登録業種でも構わないのでしょうか。またその場合、新斎苑整備と公園等整備の業者は兼ねることが可能なのでしょうか。ご教授お願い致します。
5	実施方針	審査の方法	16	2	4	2					入札・評価	公園等の評価・配点	公園等の魅力向上、日常利用、地域とのつながり、ランドスケープ、災害時利用等については、提案評価においてどの評価項目で評価される予定でしょうか。 また、公園等に関する提案は、配点上どの程度重視される予定でしょうか。
6	実施方針	審査の方法	16	2	4	2					入札・評価	地域交流室の付帯事業の評価・再委託	地域交流室における付帯事業について、他の斎場事業の事例ではあまり例がありませんが、提案評価においてどの程度重視されるでしょうか。また、付帯事業を実施する構成員からの再委託により実施することも可とされていますが、市外企業への再委託も可能でしょうか。
7	実施方針	審査の方法	16	2	4	2					入札・評価	市内企業への発注	地域経済への貢献について、可能な限り市内企業への発注をしたいと考えていますが、市内発注額の最低額や、契約金額に対する市内発注額の比率等を要件化されると、対応が困難となる場合があります。また、入札時に市内発注予定額の提案を求める場合であっても、発注を予定していた市内企業が倒産するなど、計画通りの発注が困難となる場合もあるため、厳格なペナルティの設定も控えていただければと思います。加えて、市内企業の定義も明確化していただければと思います。
8	実施方針	審査の方法（予定価格）	16	2	4	2					入札・評価	予定価格の内訳公表	実施方針に関する質問への回答No.41記載の「予定価格及びVFM算定上の基準事業費について、今後の公表時期及び公表資料をお示ください」のご回答にて、「予定価格は入札公告時に示します。」とのこと回答でしたが、予定価格は一式金額だけでなく、事業範囲別内訳もお示しいただけますか？
9	実施方針	審査の方法（予定価格）	16	2	4	2					入札・評価	予定価格の内訳公表	加納東公園・加納緑地等の再整備について、市が想定する概算工事費、上限額、または事業費全体に占める想定配分はありますか。新斎苑本体との費用配分は提案者の裁量でしょうか。
10	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	物価変動（スライド条項）	国交省が定めているインフレスライド条項は検討頂けますでしょうか。 物価変動に伴うサービス対価の改定方法については、事業契約書（案）に規定する予定です。具体的な適用要件や算定方法は、事業契約書（案）によるものとします。

■実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所						質問項目		対話内容（質問事項等）	回答	
				章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)	分野			項目
11	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	物価変動（個別資材高騰）	一般的な物価変動に対するスライド条項（デフレーター等の適用）に加えて、長期の工事となるため、特にナフサ（石油化学製品・各種プラスチック・防水材等）をはじめとする特定の主要資材・原材料において、一般的な指数上昇を大幅に超える急激な価格高騰が生じた場合、事業者の予見可能性を超えた変動として「設計変更（または物価変動に伴う変更協議）」による対応は設計変更でみていただけるのでしょうか。 提案時および設計・施工時のリスク範囲を適切に見積もるため、デフレーター以外の個別資材高騰に対する補償・調整の考え方（個別スライドの適用可否等）についてご教示ください。	No.10の回答を参照してください。
12	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	物価変動（建築・設備の区分）	物価変動に伴う事業者負担費用の工事費増減について、合理的な追加費用については市が負担する、との回答をいただきました。 近年の建設工事費の設備工事範囲について、建築工事・設備工事を分けた物価スライドの反映は考慮いただけますか。	No.10の回答を参照してください。
13	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	物価変動（改定指標）	今後契約書案などにてお示しいただくと考えておりますが、物価スライド事項に伴う改定指標について、実質賃金（厚生労働省発行）については価格高騰している現在の情勢の中でも実態に即していない改定となったケースがございますので、どのような指標採用を想定されておりますでしょうか。 また指標の設定については慎重な検討をお願いいたします。	No.10の回答を参照してください。 設定に際しては、適切に物価変動が反映できる指標を設定する予定です。
14	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	物価変動（維持管理運営期間中の人件費）	維持管理運営期間中の人件費につきましては、物価スライドの対象との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は事業契約書（案）に示します。
15	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	法令変更	近年環境配慮からの空調冷暖気設備の法令改定に伴う機器の仕様変更、コスト増減などが発生しました。設計仕様については計画時の法令適合を行うが、以降法令改定が行われた場合のコスト増減などの対応は考慮いただけますか。	法令変更による増加費用及び損害の負担方法については、当該法令変更が本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす場合、市が負担するものとします。詳細は事業契約書（案）に示します。
16	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	法令変更（仕様確定時点）	上記法令改定は実施されたが、改定に伴うメーカー仕様で確定できない状況で計画が進む場合、どの時点の仕様にて工事費を算出いたしますか。	事象に応じ個別に協議し、決定するものとします。
17	実施方針	予想されるリスクと責任分担	19	3	2						事業契約	金利変動	金利変動の項目において、「基準金利確定日までの金利変動のうち、基準金利の変動」の負担者は市と事業者どちらも〇となっております。基準金利については、事業者にてコントロールできる事項ではなく対応は難しいと考えておりますが、〇の理由をご教授いただけますと幸いです。	基準金利については事業者がコントロールできる事項ではないことから、事業者に金利変動リスクそのものを負担させる考えではありません。 一方で、サービス対価（割賦払分）は基準金利の変動を反映して改定するため、基準金利の上昇時には市の支払額が増加し、下落時には事業者の受取額が減少します。このため、基準金利の変動による影響は市・事業者双方に及ぶものとして整理しています。 詳細は事業契約書（案）に示します。
18	実施方針	予想されるリスクと責任分担	20	3	2						事業契約	条件変更（地盤等）	実施方針公開時に掲載している資料関係(地盤資料等)と事業者決定後の調査等を行った結果、提案時と状況が異なり、契約金額の変更・工期遅延となった場合、条件変更に該当しますでしょうか。	市が提示した資料（地盤資料等）と、事業者決定後の調査結果とが異なり、提案時に予見することが困難であった事情により、契約金額の変更や工期の遅延が生じる場合は、市と事業者で協議の上、合理的な範囲内で、契約金額や工期を変更するものとします。
19	実施方針	予想されるリスクと責任分担	20	3	2						事業契約	設計期間中の仕様変更	事業者決定後、設計期間中の事業主要望の仕様変更等が発生した場合、コストコントロールを行いながら事業を進めていく前提ですが、昨今の物価高騰に伴い事業予算に収まらないケースが増加しています。その場合ご協議頂けますでしょうか。	市の要望による仕様変更等については、当該要望が要求水準書等から逸脱しない範囲のものであれば、原則として事業者の負担により対応するものとします。当該要望が要求水準書等から大きく逸脱し、変更により費用の増加が見込まれる場合は、事業契約書に定める範囲で、市と事業者で協議の上、対応するものとします。
20	実施方針	施設要件	23	4	2		(1)				施設計画	ペット葬	ペット葬については特段要求されていませんが、市民からの要望等がありますか。	ペット葬については現在、市の清掃施設で火葬を行っているため、現時点で新斎苑に動物炉を設けペット葬を受け入れる考えはありません。
21	要求水準書（案）	燃料等備蓄、災害時の対応	4	第1	8						施設計画	災害時対応	新斎苑と防災広場の災害時の仕様想定について、どのような区分け、運用を想定されているかご教示いただけますか。仕様想定により電気、機械設備容量など設計条件に反映が必要と思われます。	新斎苑については、災害発生時にインフラ等が遮断された場合でも3日間の連続火葬に対応できるよう、発電設備による電源供給等を要求しています。一方で付加機能ゾーン（防災広場）については、あくまで一時避難としての活用を想定しており、避難者の長期間の滞在は想定していません。 また、新斎苑の施設特性上、大規模災害時には火葬需要が増大し、加えて近隣自治体からの応援対応の必要性も想定されるため、一時的に避難者を多目的室等に受け入れる可能性はありますが、それ以上の積極的な活用は想定していません。

■実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所						質問項目		対話内容（質問事項等）	回答	
				章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)	分野			項目
22	要求水準書（案）	燃料等備蓄、災害時の対応	4	第1	8						施設計画	燃料備蓄（都市ガス・代替燃焼）	要求水準書（案）に関する質問への回答No.4・5について、再確認させてください。火葬炉用の都市ガスは72件分を常時備蓄する必要はなく、「12基×2回転×3日間」の発電設備稼働に必要な燃料を常時備蓄するとの理解でよろしいでしょうか。 また、火葬炉燃料となる都市ガスの供給が停止した場合に備えた代替燃焼設備について、市の考え方をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。火葬炉用の都市ガスについて、72件分を常時備蓄することは求めておりません。「12基×2回転×3日間」の発電設備稼働に必要な燃料を常時備蓄してください。 後段については、火葬炉燃料となる都市ガスの供給が停止した場合に備えた代替燃焼設備については、事業者の提案に委ねます。
23	要求水準書（案）	燃料等備蓄、災害時の対応	4	第1	8						施設計画	燃料備蓄（燃料種類）	要求水準書（案）4ページに記載されている「エ・・・常時備蓄燃料の管理においては、事業者が市の指定する業者に燃料を発注する業務も含む」とありますが、どのような種類の燃料を想定されていますでしょうか。	常時備蓄する燃料の種類は、事業者が整備する発電設備（及び代替燃焼設備を整備する場合はその設備）の仕様に応じて決まるものであり、市として特定の燃料を指定するものではありません。提案にあたっては、燃料の種類、貯蔵量、発注・管理方法等の考え方をお示しください。
24	要求水準書（案）	燃料等備蓄、災害時の対応	4	第1	8						施設計画	燃料備蓄（再調達費用）	備蓄燃料を消費した場合、再調達に要する費用は市・事業者いずれの負担となるでしょうか。	災害発生時に発電を行い、備蓄燃料を消費した場合の取扱は、協議により決定するものとします。平時においては、備蓄燃料の管理は本事業に含むため、事業者の負担により再調達を行っていただきます。
25	要求水準書（案）	事業用地等整備要件	16	第3	3	1	(1)				敷地条件	フェンス・ネットの更新	再整備事業敷地内フェンス及び隣接野球グラウンドネットの更新は、全て事業範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書（案）	事業用地等整備要件	16	第3	3	1	(1)				敷地条件	付加機能ゾーン（フェンス・ボール飛来）	付加機能ゾーン敷地内に既存グラウンドフェンスを支えているパイプ等がありますが、それらの撤去等は今回の事業に含まれるのでしょうか。 また、供用開始後にグラウンドからのボール等が建物または車両等を破損させた場合、責任の所在についてはどのようにお考えでしょうか。	前段については、既存グラウンドフェンスに係る構造体は残置し、今回の事業に含まない想定としています。 後段については、隣地グラウンドは民間団体が管理しており、既設の防球ネットも当該団体の管理であるため、本事業の対象外です。事業者は、既設ネットの状況を確認の上、施設及び駐車場の配置、窓ガラスの仕様等において、ボール等の飛来に対する必要な配慮を提案してください。 なお、ボール等の飛来により建物又は車両等に損害が生じた場合は、原因行為者（発生者）等の負担による原状回復・損害賠償を原則とし、事業者において必要な配慮がなされていたかも含め、個別の状況に応じて対応を協議するものとします。 被害の発生を認識した場合は速やかに市へ報告し、対応方針について協議してください。
27	要求水準書（案）	事業用地等整備要件	16	第3	3	1	(1)				敷地条件	野球場利用者の残置物	現在、新斎苑敷地内に、野球場利用者が設置した倉庫やベンチ、トラック等が残置されていますが、これらは本事業開始後も残置される予定ですか。	残置物については、野球場利用者にて撤去を予定しています。
28	要求水準書（案）	事業用地等整備要件	16	第3	3	1	(1)				敷地条件	隣地野球場（フェンス・防球対策）	以前現地にてご説明がございました、野球場のフェンスに関してその後進捗はございますか。	No.25～27の回答を参照してください。
29	要求水準書（案）	事業用地等整備要件	16	第3	3	1	(1)				施設計画	付加機能ゾーン・動線計画	要求水準書では、北側付加機能ゾーンを隣接する既存グラウンド利用者の休憩スペースとし、川沿い遊歩道からの歩行者動線及び既存通路を確保することが示されています。市としては、川沿い遊歩道・北側付加機能ゾーン・既存グラウンドを連続させ、グラウンド利用者が新斎苑敷地内を通り抜ける回遊動線を積極的に形成することを期待していますか。	北側の付加機能ゾーンにつきましては、24時間利用可能な街区公園として整備する計画ですが、新斎苑の敷地内への立ち入りは利用（開館）時間内に限定する予定です。 また、河川沿いの遊歩道からのスロープを整備する計画ではあるものの、積極的な立ち入りや主動線としての利用を促すものではありません。
30	要求水準書（案）	駐車場計画	17	第3	3	3.1	(2)				施設計画	個人利用駐車場	個人利用駐車場について、配置及び台数等については事業者の提案に委ねるものとされていますが、市として台数の想定はありますか。	台数の想定は特にありません。配置計画や有料化の方式も含め、事業者の提案に委ねます。
31	要求水準書（案）	施設構成及び諸室条件	22	第3	4		(2)		ス		敷地条件	開発協議・浸水対策	市による事前の開発協議等において、新斎苑敷地の一部が河岸侵食エリアに指定されていることによる浸水対策や、前面歩道からの遮蔽等について、すり合わせ等は行われているでしょうか。	左記の事項については、現段階で特に協議はしていません。なお、要求水準書（案）資料7「雨水抑制施設の検討」に記す必要貯留量については、担当部局との合意が得られています。
32	要求水準書（案）	施設構成及び諸室条件	24	第3	4		(3) ②	3)			施設計画	運搬車・収納スペース	秘運搬車と炉内台車運搬車を兼用する場合、当該運搬車は常時、告別収骨室で使用または待機するため、専用の収納スペースは不要と考えます。この運用は要求水準に適合するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書（案）38頁に記載のとおり、炉内台車運搬車は秘運搬車との兼用が可能です。運搬車の収納スペースについては、要求水準書（案）では特に規定しておりませんが、収納スペースの要否や位置は、事業者の提案に委ねます。 ただし、運搬車の充電、清掃・点検、故障時の予備の確保等を含め、運営に支障が生じない計画としてください。
33	要求水準書（案）	施設構成及び諸室条件	25	第3	4		(4)	2)			施設計画	待合室の規模・室数	待合室について、要求水準書では「1室あたり30人程度の利用を想定し、最大10室設ける」とあり、他事例と比較しても規模が大きいものと思われるが、必要要件でしょうか。	待合室については、新斎苑整備基本計画において、火葬集中日における利用状況を想定した運営シミュレーションに基づき、最大10室としています。一方で、10室の確保を一律に必須とするのではなく、基本計画の趣旨を踏まえ、将来の火葬需要や利用件数の推計、会葬者の利用形態、施設運営の効率性等を十分に考慮したうえで、必要な機能及び利便性を確保される合理的な提案であれば、10室未満とすることも妨げないものと考えています。

■実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所						質問項目		対話内容（質問事項等）	回答
				章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)	分野	項目	
34	要求水準書（案）	施設構成及び諸室条件	26	第3	4		(4)	3)			施設計画	多目的室（待合予備室機能）	混雑時の待合予備室や大規模災害発生時の対応スペースとしても利用できる計画とすることありますが、待合ホールで待機できるため、待合予備室で待機する必要がなく、利用できる計画にしても、運営へのデメリットが大きいので待合予備室の計画は必要ないのではないのでしょうか。
35	要求水準書（案）	施設構成及び諸室条件	28	第3	4		(5)	7)			施設計画	地域交流室（別棟可否）	ご理解のとおりです。地域交流室は、新斎苑との合築を基本として想定していますが、別棟とすることも可能です。合築とするか別棟とするかは、事業者の提案によるものとします。なお、別棟とする場合は、建築確認申請の手続き等に係る負担や事業費の増加が想定されますので、これらを考慮の上、ご提案ください。
36	要求水準書（案）	電気・計装設備	39	第3	5	5.4	(2)	④			施設計画	中央監視制御装置の範囲	中央監視制御装置は、あくまで火葬炉設備関連という理解でよろしいでしょうか。
37	要求水準書（案）	建築設備要件	44	第3	6		(2)	④			施設計画	太陽光発電（PPA）	太陽光発電設備の設置が要求されていますが、PPA等の第三者所有方式の提案は可能でしょうか。
38	要求水準書（案）	予約・運営システム整備要件	47	第3	7						施設計画	予約システム	予約の承認は、市が行うものとありますが、予約システムの運営・管理を市が行うものとの認識で間違いはないでしょうか。また、長瀬斎場と新斎苑の予約システムの運用・関係性についてご教示ください。
39	要求水準書（案）	施設整備の基本方針	49	第4	2						公園等整備	公園のイメージ・提案の考え方	市がイメージされているモデルケース等ございましたらお教えてください（モデル公園・複合遊具等）。
40	要求水準書（案）	施設計画に関する要求水準	49	第4	2						公園等整備	必須事項・提案事項	資料8等に示されたゾーニング、園路、遊具、ベンチ、照明、トイレ、植栽整理、防災機能のうち、必ず実現すべき事項と、民間提案により配置・仕様・数量を変更できる事項を明示してください。
41	要求水準書（案）	設計・建設業務（新斎苑・公園等）	54	第5	1						建設	配置技術者の専任期間	本事業における配置技術者（主任技術者・監理技術者）の「専任」が求められる期間について、国交省では請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）は専任を要しない期間となっていますが、本事業の建設業務における具体的な専任開始時期の考え方をご教示ください。
42	要求水準書（案）	設計・建設業務（新斎苑・公園等）	54	第5	1						建設	監理技術者の途中交代	大阪市等では採用されていますが、本事業のように工期が長期に及ぶ場合、技術者の継続的な確保や適正な現場管理の観点から、2年以上継続して従事した技術者について、同等以上の資格・実績を有する技術者への交代（途中交代）は認められますでしょうか。
43	要求水準書（案）	建設業務	62	第5	4						建設	公園等の施工方法	公園等（約23,000㎡超）の施工中において、公園を全面閉鎖して一括施工することが可能か。あるいは供用・通行を維持しながらの段階施工（ステップ施工）を求められるのか。
44	要求水準書（案）	建設業務	62	第5	4						建設	工事車両ルート	国道170号線からの工事車両アクセスルートや、大型重機（杭打機、クレーン、生コン車等）の通行における警察・道路管理者との協議状況、通学路指定等に伴う時間帯規制の有無についてはどのようにお考えでしょうか。ご教授お願い致します。

■実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話における議題への回答

No.	資料名	タイトル	頁	該当箇所						質問項目		対話内容（質問事項等）	回答
				章	節	項	(1)	1)	ア	(ア)	分野	項目	
45	要求水準書（案）	調査・準備など	66	第5	5		(3)	①	ウ		建設	既存杭の撤去・残置	資料11では敷地全体で2,200本超、新斎苑敷地内でも約1,500本以上の杭が確認されています。新斎苑の新設杭・基礎、地中梁、地下埋設管等と物理的に干渉しない範囲（駐車場、緑地、広場、新設建物の基礎間等）にある既存杭について、将来の沈下や環境影響等に支障がないことを設計上確認した上で、「地中残置」とすることは認められるという考えでよろしかったでしょうか。
46	要求水準書（案）	定期清掃	82	第6	5		(2)	③			運営	定期清掃	定期清掃について、実施日・実施時刻等は市との協議による。となっております。貴市の現状の想定はどのようなお考えでしょうか。
47	要求水準書（案）	収納代行業務	92	第7	4						運営	収納代行業務（入金頻度）	入金の頻度については、市と協議の上で決定するとありますが、毎日と毎月では業務実施に伴う人件費の積算に影響がございます。運営上毎月もしくは隔週程度の頻度にて実施を想定したいと考えておりますが、理解のとおりでしょうか。
48	要求水準書（案）	要求水準	94	第7	10		(2)		ウ		運営	待合室での飲食	待合室での飲食は可能とのことですが、個人の持ち込み、業者の仕出し弁当等は可能との認識で宜しいでしょうか。また、飲酒はどのようにお考えでしょうか。
49	要求水準書（案）	保険	96	第7	12		(7)				事業契約	保険	「事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により保険に加入すること。」とありますが、貴市にて保険内容についての想定はありますでしょうか。
50	要求水準書（案）	新斎苑の引渡し	97	第8			(1)		イ		事業期間終了時	修繕・更新	事業期間終了時の建築物、建築設備及び火葬炉設備については、2年以内の修繕又は更新が必要とならない状態とすることありますが、炉内台車耐火材等はあくまで消耗品のため、2年以上持たないものは対象外との認識で宜しいでしょうか。
51	要求水準書（案）	付帯事業	101	第10							付帯事業	収入の帰属	要求水準書（案）資料15の「市が提案を期待する付帯事業について」は、自主事業との認識ですが、全ての事業収益はSPC収益との認識でよろしいでしょうか。ご教示願います。
52	要求水準書（案）	施設の使用料	101	第10			(7)				付帯事業	使用料の納付頻度	付帯事業実施の際には、行政財産使用料条例に基づき市へ収めるとの記載ですが、年間単位での一括納付でしょうか。
53	要求水準書（案）	火葬件数の推移	別添	資料14							要求水準	火葬実績件数（資料14）	令和6年度、7年度の火葬実績件数をご教示願います。
54	要求水準書（案）	火葬件数の推移	別添	資料14							要求水準	火葬件数の算定	維持管理・運営期間中の火葬件数は、「東大阪市新斎苑整備基本計画」8ページに示された件数を基に、要求水準書（案）資料14に記載された長瀬斎場とその他の斎場の火葬件数比率を用いて算定することの理解でよろしいでしょうか。地理的要因等により、他の斎場から長瀬斎場へ利用が移る可能性は想定されていますでしょうか。